

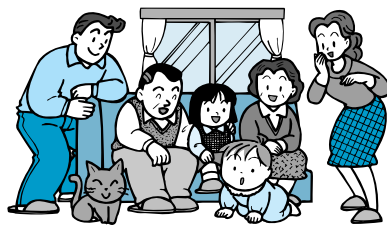
地域創業助成金のご案内

これからビジネスを始めようとしている方へ

地域に貢献する事業を行う法人を設立または個人事業を開業し、再就職を希望する者を常用労働者および短時間労働者として合わせて2人以上雇用した場合に、新規創業に係る経費および労働者の雇入れについて助成金が給付されます。

主な受給の要件

次の全てに該当する方
 地域貢献事業を主たる事業として行う法人を設立または個人事業を開業した方
 創業支援対象労働者を2人以上（非自発的離職者自身が法人等を設立する場合は、1人以上）雇用した方
 地域貢献事業とは
 サービス10分野
 個人向け・家族向けサービス
 社会向け教育サービス
 企業・団体向けサービス
 住宅関連サービス



子育てサービス
 高齢者ケアサービス
 医療サービス
 リーガルサービス
 環境サービス
 地方公共団体からのアウトソーシング
 地域重点分野（地域が選択する重点産業）
 豊岡市の地域重点分野（地場産業・商業・観光活性化分野）
 日本標準産業分類の中分類番号および業種名
 56・織物、衣服、身の回り品小売業
 57・飲食料品小売業

70・一般飲食店

創業支援対象労働者とは次の全てに該当する労働者
 （1人以上は非自発的離職者ただし、非自発的離職者自ら法人等を設立する場合は、この限りではない）です。
 常用労働者または短時間労働者（うち1人以上は常用労働者）
 雇入れ日現在で65歳未満の方
 創業の日から1年6カ月以内に雇い入れられた方
 雇い入れから3カ月以上経過した方

受給額

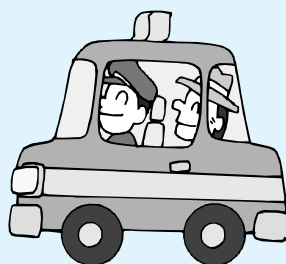
1 創業後6カ月以内に支払った創業経費の3分の1
 支給上限：150万円〜500万円
 雇用調整方針または再就職援助計画の対象者の1人以上の雇い入れまたは非自発的離職者の3人以上の

雇い入れ要件を満たすか否かの組み合わせに依り異なります。
 受給対象となる創業経費
 法人の設立または個人事業の開業に関する事業計画作成費
 職業能力開発経費
 設備・運営経費

2 非自発的離職者の雇い入れ1人当たり
 ・常用労働者 30万円
 ・短時間労働者 15万円
 支給上限：100人分まで
 問合せ
 (財)兵庫県雇用開発協会
 ☎078・332・1091
 豊岡公共職業安定所
 ☎23・3101
 豊岡商工会議所
 ☎22・4456
 城崎町商工会 ☎32・4411
 竹野町商工会 ☎47・1771
 日高町商工会 ☎42・1251
 出石町商工会 ☎52・2113
 但東町商工会 ☎56・0350
 商工課商工振興係
 ホームページでもご覧いただけます。

財)高齢者雇用開発協会
<http://www.assoc.elder.or.jp/address2.html>

障害者福祉タクシーの利用できるタクシー会社を追加しました



重度の障害のある方を対象に実施している「障害者福祉タクシー利用料金助成事業」において、現在利用できる福祉タクシー会社に次の会社を追加しましたのでお知らせします。

有限会社 外出支援ケア・さぼーと
 車いす対応可能
 （豊岡市伏197 サンヒルズB・103）
 ☎42・5344（FAX兼）
 Eメールアドレス
gaishuisushien@nifty.com

浄化槽をお持ちの皆さんへ

浄化槽法の一部が改正されました

法定検査を受検しましょう

浄化槽法の一部を改正する法律が、平成18年2月1日から施行されます。

この度の改正は、公共水域の水質の保全を図るため、これまで以上に、浄化槽（単独処理浄化槽を含みます。以下同じ）の維持管理の適正化を図ろうとするものです。

【下の図を参照してください】
具体的には、浄化槽をお持ちの皆さん（浄化槽管理者の皆さん）が法律上、受検しなければならぬ法定検査（浄化槽設置後の検査（7条検査）と年1回の定期検査（11条検査）を指します。検査は、兵庫県知事が指定した検査機関（社）兵庫県水質保全センターが行います。の受検を確保するため、検査を受検しない方に対して県等が指導や勧告命令を行えるようになりました。検査受検の命令に従わない場合などは、罰則（30万円以下の過料）が適用されることもあります。



また、下水道への接続や転居などに伴い、浄化槽の使用を廃止する場合は、使用廃止届出を県民局へ提出することになりました。

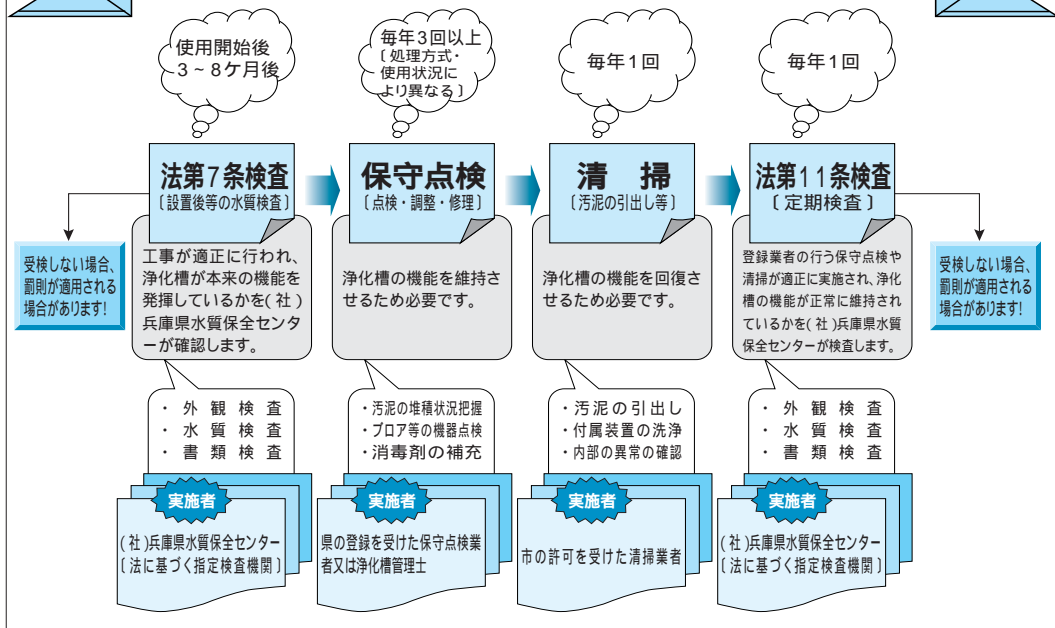
浄化槽をお持ちの皆さんは、（社）兵庫県水質保全センターから検査案内がありましたら、その内容に従い法定検査を受検するようお願いいたします。

問合せ 下水道課下水道施設係 ☎22・1801
但馬県民局環境課 ☎26・3651

（社）兵庫県水質保全センター ☎078・306・6020

公共下水道・集排処理区域の皆さんは、一日も早い下水道への接続をお願いします。

浄化槽を適正に維持管理するための業務の流れ



障害者福祉タクシー 利用料金助成事業

対象者

身体障害者手帳1級・2級所持者

療育手帳A判定所持者

精神障害者保健福祉手帳1級所持者

(ただし、次のいずれかに該当する方は対象となりません。)

施設入所者、自動車税・軽自動車税減免者、豊岡市・豊岡市内

社会福祉協議会実施の外出支援サービス利用者)

助成額

タクシー1回の乗車に対し、450円の福祉タクシー利用券を助成

交付枚数

申請された月から当該年度分の利用券を一括交付(月4枚換算、年度上限48枚)

ただし、じん臓機能障害で人工透析通院の方には月12枚換算(年度上限144枚)

申請に必要なもの

対象となる手帳と印鑑(代理申請可)

問合せ 社会福祉課障害福祉係 ☎24・7033、FA

X24・4516、または各総合支所健康福祉課